

# 県域を越えた周産期搬送体制の構築について（案） （千葉県との試行）

## 1 目的

他県からの周産期搬送について、近隣各県において周産期医療体制整備計画が策定され、周産期医療体制が整備される中、他県からの患者受入れは減少傾向にあるものの、平成27年度の実績を見ると、都内周産期母子医療センターの母体搬送受入件数のうち、約6%が他県からの搬送となっている。

また、都への人口流入が多く、県域を越えた周産期搬送件数が多い近隣3県（神奈川県・埼玉県・千葉県）のうち、平成24年1月から神奈川県、平成26年4月から埼玉県との間で、県域を越えた周産期搬送を行うに当たってのルール作りの検討を行い、連携の試行を開始しているところである。千葉県については、東京都周産期医療体制整備計画（平成27年3月改定）において、相互の周産期搬送体制等について情報共有を行うとともに、ルール作りなどについて検討を行うこととしているが、このたび千葉県との間で広域搬送体制を構築・試行することにより、都県外搬送の円滑化、搬送時間の短縮及び医師の負担軽減を図る。

## 2 実施方法

「千葉県との県域を越えた周産期搬送体制構築に向けた試行（案）」のとおり

## 3 スケジュール

平成28年12月20日	千葉県周産期医療審議会
平成29年2月2日	東京都周産期医療協議会
平成29年3月中	都と千葉県との間で試行に係る協定書締結
平成29年4月1日	千葉県との試行開始

（参考）千葉県から都への搬送受入実績（周産期母子医療センター）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
母体	17	16	14	26	31	17
新生児	23	38	26	27	38	20